

# 仕 様 書

## 1 業務範囲

区 分	実施場所	数量・回数等
植栽の保守管理	別紙1-1 (①、②を除く。) 及びクラブハウスからトラック&フィールド間の階段植栽	別紙2 及び別紙3 のとおり
除草業務	別紙1-1 (③、④、⑤、⑥を除く)、別紙1-2 及び別紙1-3	

## 2 業務実施期間

契約締結日から平成31年3月31日

## 3 業務内容

### (1) 樹木の剪定

ア 高木のせん定については、設定した目標樹形及びせん定方針が確実に実施されるよう見本せん定を行い、発注者が確認した後、その見本どおりのせん定を行うこと。

イ せん定作業中においては、造園技能士又は街路樹剪定士であることが確認できるような名札等を着用すること。

### (2) 芝刈込及び選択性除草剤散布

#### ア 芝刈込

土・日曜日及び休日(平日の早朝9時まで、又は18時以降であれば実施可能とする。)に行うこと。

なお、刈込後の集草は、芝の植え込み場所には車両を乗入れず、ブルーシート等を利用して確実に行うこと。

#### イ 選択性除草剤散布

別紙1-1 ⑦については、別紙3に基づき芝生用の選択性除草剤の散布を行うこと。

散布する除草剤、散布用機器(噴霧器)及び水は、大学側の負担とする。利用する除草剤は、甲・乙協議して決定する。

なお、薬剤の効果を高めるため、天候に注意(散布後1~2日以内に降雨の見込みがある際には散布しないこと。)し、散布作業の実施日を甲と協議すること。

### (3) 病虫害駆除

オルトラン、スミチオン、ティプレックスの同等品以上で、樹木に最も適したものを使用することとし、樹木への薬害が発生しないよう濃度を適正に管理すること。また、風のない天気の良い日を選んで行うものとする。

### (4) 施肥

ア 高木には、複合ウッドエース(23.2.0)同等品以上のものを1本につき根元に180g程度ずつ3か所に埋め込むものとする。

イ 低・中木には、油カスを100㎡につき20kg株元に散布するものとする。樹木への散布の際に枝葉等に直接肥料が接触しないように注意すること。

ウ 芝生には、サッチ除去に係る薬剤(スーパーグリーンフード又はイデコンポG同等品以上)を散布し、芝生育成に努めること。サッチ除去に係る薬剤の散布は、選択性除草剤の散布から2週間程度以上、期間をあけてから行うこと。

なお、サッチ除去に係る薬剤の散布は、別紙1-1 ⑧についてのみを対象範囲とする。

エ 本業務を実施するにあたって必要となる薬品や肥料等の消耗品及び機器については、すべて乙の負担とする。

### (5) 巡回管理等

ア 薬剤散布や施肥の方法等について、十分検討し実施方法及び範囲等について報告する

こと。

イ 巡回及び剪定等の業務中に、病虫害対策が必要な箇所が見つかった場合には、甲に報告すること。

ウ 業務実施場所内にある倒木危険樹木は、別途契約により剪定を行う計画である。伐採候補の選定を行い、対象樹木の有無及び本数等を報告すること。

(倒木危険樹木判定)

樹幹や根株の損傷、腐朽が末期的症状になるまで進み、そのため健全部が少なく、倒伏の危険性がかなり高くなっているものを、樹木の形や衰退度なども考慮して、かなり危険樹木とする。

① 損傷が幹周の1/2程度の広がり、もしくは幹径の1/2程度の深さである。

② 腐朽が幹周の1/2以上の広がり、末期腐朽状態である。地下部の根系全体が末期腐朽状態である。

③ 放置すれば倒木の危険がある。

#### (6) 除草

機械除草(肩掛式)及び人力除草(抜取を含む)により行うこと。既存植物の根が浮き上がった場合には、適宜、よく抑えて植え直すなどすること。

また、除草跡は凹凸のないようならし、清掃等を行うこと。

① 刈りむらのないように均一に刈り込み、刈り残しがないようにすること。

② 樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も除去すること。

③ 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意すること。

④ 機械草刈(肩掛式・ロータリー式)を行う前に小石などを除去し、周囲に飛散しないように注意すること。

⑤ 除草は別紙1-1、別紙1-2、別紙2及び別紙3をもとに実施場所や実施時期を甲と協議して行い、機械除草又は人力除草を行った時期や場所等を報告すること。

⑥ 除草したものは、別紙1-1及び別紙1-3の外周道路棟周辺部などを除き、残地とする。(撤去した草は、大学指定場所へ移設又は処分を行う。)

#### (7) その他

本業務で生じるごみ等の運搬・処分、通行者・車両誘導、業務後清掃などは、本業務の付帯業務として実施すること。

除草及び剪定作業において機器を取扱う作業は、安全衛生教育等を受講したものが行うなど業務が安全に履行されるように適切に管理を行うこと。

### 4 業務上の留意事項

(1) 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないように注意して行い、本業務の実施によって生じる樹木の枝葉等の廃棄物は環境保全に十分留意し、適切に処分を行うこと。また、ガソリンや農薬などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じること。

(2) 乙は、業務の実施にあたっては、甲と事前に協議し、業務の日時、作業方法等を決定するものとする。特に、エンジン音など騒音の激しい機器を使用する作業については、原則として、授業を行わない日に実施するものとする。

(3) 作業の実施にあたっては、作業員の安全を確保するため、ヘルメットの着用、安全帯の着用、高所作業車の使用等の適切な安全対策を講じ、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合は、安全対策として遵守する事項を明記した安全管理届を提出すること。

(4) 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者の会社名を表示すること。また、大学構内へ作業車両を乗り入れる場合は、通行許可証の交付を受け、作業車両の見やすいところへ掲示し、徐行(時速10km未満)すること。

(5) せん定作業中の倒木等による事故を防止するため、作業に入る前に樹木の点検を行うこと。

点検により倒木の恐れがある樹木であることが判明したときは、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。

- (6) 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第七条第二号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者として配置すること。
- (7) 当該業務の従業員として届け出た者のうち、職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正かつ適切にせん定方法等の指導にあたること。
- (8) 本業務の実施に当たっては、契約図書の工程表に従って履行すること。樹木等の状態にしたがって計画を変更する場合や天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。また、作業実施日については、予め連絡し甲の承認を得ること。
- (9) この仕様書のほか、広島市のホームページのトップページの「事業者」→「その他」→「公園緑地等維持管理標準仕様書」からダウンロードできる「公園緑地等維持管理標準仕様書(平成25年1月改定(平成23年1月制定)広島市都市整備局緑化推進部)」により業務を実施することとし、疑義があるとき、又は定めのない事項については、協議のうえこれを定めるものとする。

## 5 報告事項等

- (1) 乙は、あらかじめ業務に従事する責任者並びに従業員の住所・氏名を報告すること。責任者又は従業員に変更があったときも、同様に報告すること。

従業員等の資格等の情報も記載するとともに、責任者については、「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類として、健康保険被保険者証の写しにより行うものとする。

番号	証明書類	雇用開始の認定日	摘要
①	健康保険被保険者証又は国民健康保険組合の国民健康保険者証（所属している建設業者名が記載されているもの）の写し	交付日*	市区町村所管の国民健康保険証は該当しません。
②	①の加入手続き中の場合 社会保険被保険者資格取得届（社会保険事務所の受付の印があるもの）の写し	社会保険事務所の受付日（受付印の日付）	健康保険被保険者証交付後、写しを提出してください。
③	国民健康保険組合の国民健康保険被保険者証（所属している建設業者名の記載がないもの）の写し及び健康保険被保険者適用除外承認証の写し	摘要除外承認証の発行日	市区町村所管の国民健康保険証は該当しません。

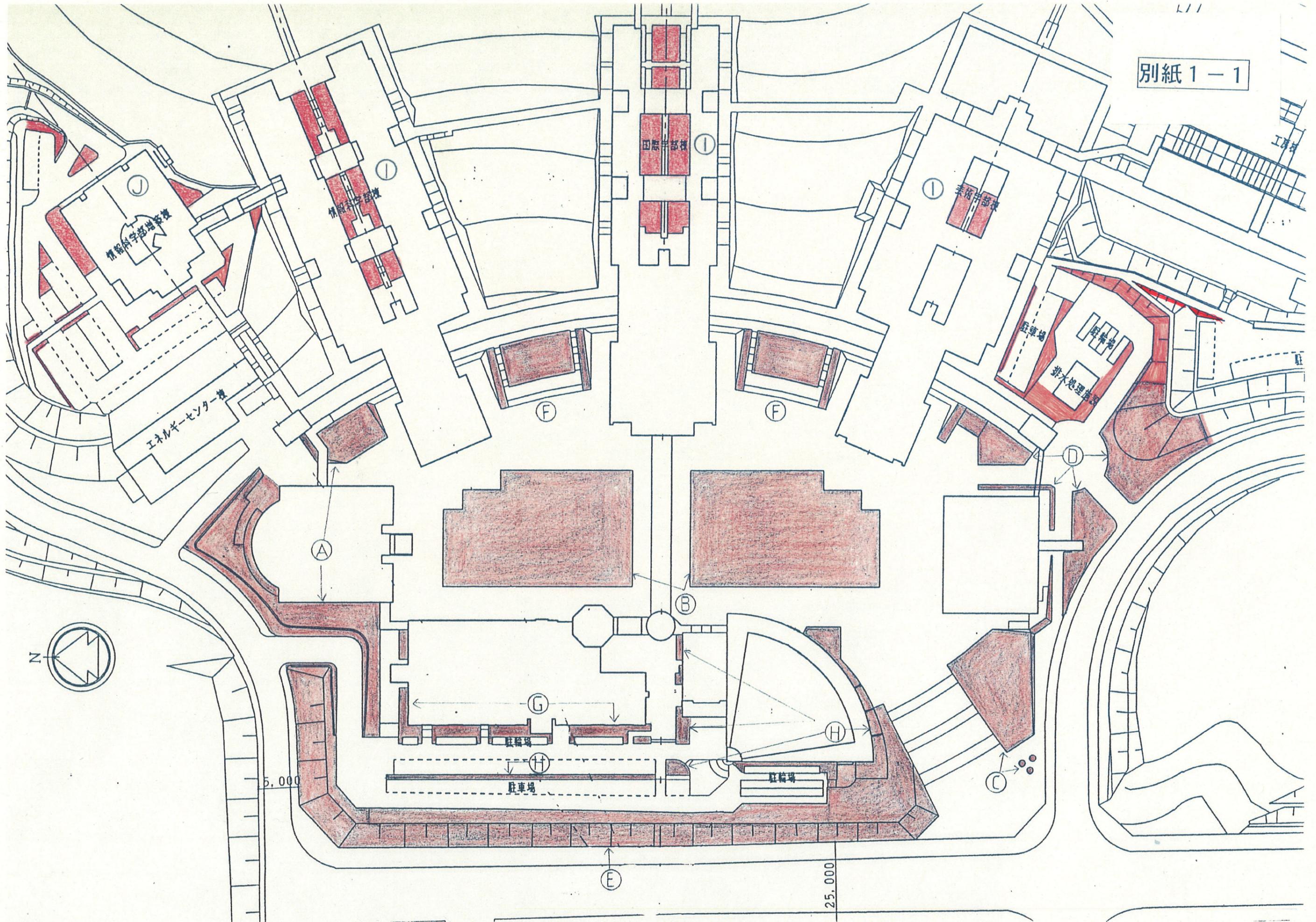
\* 健康保険被保険者証の交付日では要件を満たさない場合には、社会保険被保険者資格取得届の写しにより確認する。ただし、再発行（更新）等で確認時に資格取得年月日と交付日との期間が1年以上の場合には、資格取得年月日をもって、雇用開始の認定日とする。

- (2) 乙は、委託業務実施計画書を契約締結後速やかに提出し、甲の承認を受けるものとする。業務実施計画書には次の事項について記載すること。

- ア 業務概要
- イ 作業工程
- ウ 安全管理（安全管理届、安全訓練等の実施計画などを含む。）
- エ 主要機械等
- オ 緊急時の体制及び対応
- カ その他関連必要事項

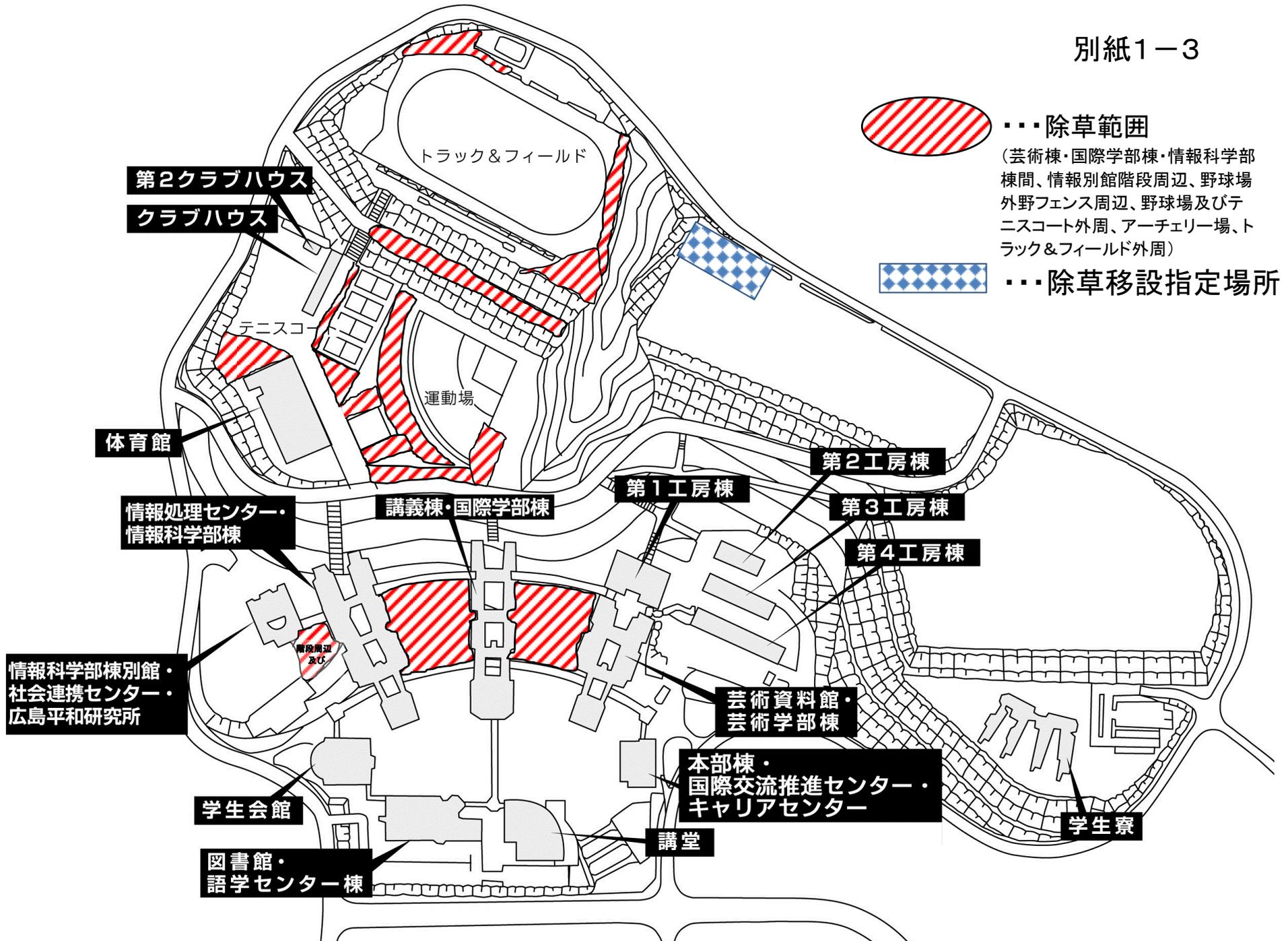
- (3) 乙は、委託業務実施報告書を随時、提出し、甲の確認を受けること。

- (4) 実施報告には、次に示す項目について撮影した記録写真を添付すること。
- ア 作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、「作業前」、「作業中」、「作業後」について同一の場所から撮影したもの。
  - イ 現場の看板や保安措置、安全訓練等の安全管理に関わるもの
  - ウ 撮影に際しては、「業務委託名」、「撮影場所」、「作業名」、「撮影日」などを明記した黒板等を用いるものとする。
- (5) 写真撮影にデジタルカメラを用いる場合は、500万画素以上の機種を利用し、図表、インデックスなどの必要な情報が網羅されていれば、印刷物のみによる提出とし、昇華型プリンタ、インクジェットプリンタ、レーザープリンタなどの適切な方式を採用すること。なお、写真（画像）のトリミングや拡大、明るさの補正以外の加工は行わないこと。
- (6) 写真は工程表に従い、整理して提出すること。
- (7) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。





# 別紙1-3



区分	場所	樹種	対象	規格			単位	数量	回数
				樹高	幹周	枝張			
剪定	(A)学生会館棟周辺部	高木	ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	1	1
			コブシ	5.0	0.4		本	1	1
			ヤマモモ	4.5	0.5	1.5	本	2	1
			シラカシ	4.5	0.3	1.5	本	2	1
		中木				本	31	1	
		低木	つつじ類				株	455	2
	その他					株	65	1	
	(B)エントランスプラザ部	高木	イチョウ	10.0	1.0	4.0	本	14	1
			ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	3	1
	(C)エントランス部	高木	ケヤキ(大)	10.0			本	1	1
			コブシ(特大)	8.0	0.7		本	2	1
			ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	3	1
			コブシ(大)	5.0	0.4		本	1	1
			ヤマモモ	4.5	0.5	1.5	本	4	1
			ハクモクレン	3.5	0.18	1.5	本	2	1
		中木				本	21	1	
		低木	つつじ類				株	1,635	2
			その他				株	720	1
		(D)本部棟周辺部	高木	ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	1
	ウメ			2.5	0.4		本	1	1
	ウメ			4.0	0.7		本	1	1
	クロガネモチ			6.5	0.8	2.5	本	3	1
	クロガネモチ			3.5	0.2	1.0	本	3	1
	ヤマザクラ			6.0	0.5		本	3	1
	ナンキンハゼ			4.0	0.21	1.2	本	5	1
	ハクモクレン			3.5	0.18	1.5	本	1	1
	イロハモミジ			3.5	0.21	1.8	本	3	1
	ナツツバキ			3.5	0.21		本	4	1
	ウメ		3.0	0.6		本	1	1	
	もみじ		5.0	0.4	3.0	本	1	1	
	中木					本	70	1	
	低木		つつじ類				株	1,025	2
		その他				株	445	1	
	(E)道路法面部	中木				本	111	1	
		低木	つつじ類				株	2,860	2
	その他					株	5,930	1	
	(F)コリドール部	中木				本	85	1	
		低木	その他				株	1,280	1
	(G)図書館・語学センター棟周辺部	低木	つつじ類				株	360	2
			その他				株	1,392	1
	(H)講堂及び駐車場周辺部	高木	アカバナチノキ	5.0	0.3	1.8	本	2	1
			ムサシノケヤキ	5.0	0.3	3.0	本	1	1
ヤマモモ(株立)			4.5	0.8		本	1	1	
ヤマモモ(株立)			3.5	0.4		本	2	1	
ヤマモモ			3.5	0.3	1.2	本	2	1	
イチョウ			4.5	0.3	1.8	本	15	1	
シダレザクラ		3.5	0.21		本	5	1		
低木		シャリンバイ				株	1,515	1	
		ユキヤナギ				株	380	1	
クラブハウス～トラック&フィールド間階段		低木	アベリア				株	1,154	1
芝刈り込み・除草	(B)エントランスプラザ部	芝				㎡	3,881	8	
	(C)エントランス部					㎡	111	2	
	(H)講堂及び駐車場周辺部					㎡	425	2	
薬剤散布	選択制除草剤散布(Bのみ)	芝				㎡	3,881	3	
除草	別紙1-1((F),(G),(H),(I)を除く)	雑草				㎡	1,970	2	
	別紙1-2	クズ草等の雑草				㎡	25,400	1	
	別紙1-3	クズ草等の雑草				㎡	5,400	1	
病虫害駆除	(A)～(H)	高木				本	91	2	
		中木				本	318	2	
		低木				株	18,062	2	
		芝				㎡	5,721	2	
		地被類				㎡	1,597	2	
施肥	(A)、(B)、(C)～(H)	高木				本	91	1	
		中木		油粕		本	318	1	
		低木		油粕		株	18,062	1	
	(B)	芝		粒上芝生用肥料、サッチ除去		㎡	3,881	2	
巡回管理	(A)学生会館棟周辺部	地被類				㎡	277	2	
	(C)エントランス部	地被類				㎡	134	2	
	(D)本部棟周辺部	地被類				㎡	173	2	
	(E)道路法面部	地被類				㎡	253	2	
	(F)コリドール部	地被類				㎡	660	2	
	(H)講堂及び駐車場周辺部	地被類				㎡	100	2	

※低木は1㎡当たり7株、中木は1㎡当たり1本として算定

## 工 程 表

区分	種 別	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
剪定	高 木 (1回)				←			→				この工程表は 目安であり、 時期について は、広島市立 大学の担当者 と協議のうえ 決定する。
	中 木 (1回)		←					→				
	低 木 [つつじ類] (2回)		←	→			←	→				
	低 木 [アベリア] (1回)		←	→								
	低 木 [その他] (1回)		←	→								
芝生 刈り込み等	芝 生 [別紙1-1B] (8回)	○	②	○	○	○	○				○	
	除草剤散布 [別紙1-1B] (3回)	○				○					○	
	芝 生 [その他] (2回)				○						○	
除草	構 内 (1~2回)		←	→				←	→			
病虫害駆除 薬剤散布	高 木 (2回)		←	→				←	→			
	中 木 (2回)		←	→				←	→			
	低 木 (2回)		←	→				←	→			
	芝 生 (2回)		←	→				←	→			
	地 被 類 (2回)		←	→				←	→			
施肥	高 木 (1回)								←	→		
	中 木 (1回)								←	→		
	低 木 (1回)								←	→		
	芝 生 (2回)		←	→					←	→		
巡回管理	地 被 類 (3回)			←	→					←	→	

